

公告第 183 号

天理よろづ相談所健康保険組合の規約変更に伴い、別紙のとおり公告いたします。

令和 2 年 4 月 6 日

天理よろづ相談所健康保険組合

理事長 山 中 忠太郎

## 規約変更書

天理よろづ相談所健康保険組合同規約の一部を次のように変更する。

第44条中「1,000分の33は事業主、1,000分の33は被保険者」を「1,000分の40は事業主、1,000分の40は被保険者」に改める。

附 則

この規約は、令和2年3月1日から施行する。

## 新旧条文対照表

新	旧
<p data-bbox="225 510 807 712">第44条 一般保険料額及び調整保険料額の1,000分の40は事業主、1,000分の40は被保険者において負担する。</p> <p data-bbox="256 1234 802 1379">附 則 この規約は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="844 510 1426 712">第44条 一般保険料額及び調整保険料額の1,000分の33は事業主、1,000分の33は被保険者において負担する。</p>